

「(仮称) 宇都宮市住生活マスタープラン」の策定について

◎ 趣 旨

「(仮称) 宇都宮市住生活マスタープラン」の策定の目的等について報告するもの

1 策定の目的

本市においては、平成26年3月に策定した、「宇都宮市住生活基本計画」(計画期間：平成26年度～令和4年度)※[別紙1](#)に基づき、住宅施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

このような中、人口減少・少子超高齢社会の急速な進行や、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい生活様式に関する取組の普及など、ここ数年の住宅政策を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応することが求められている。

国においては、平成29年度に「住宅セーフティネット法」が改正され、今後も増加が見込まれる住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたほか、今後、住棟の高経年化や管理組合の担い手不足等による管理不全化が懸念されるマンションの管理適正化を推進するために、令和2年度に「マンション管理適正化法」が改正され、行政の指導監督が強化されるなど、住生活に係る行政の役割が一層重要視されてきている。

また、安全・安心で豊かな住生活を支える住宅政策の充実を図るため、国では令和2年度に「住生活基本計画(全国計画)」、県では令和3年度に「栃木県住宅マスタープラン(栃木県計画)」が改定されたところである。

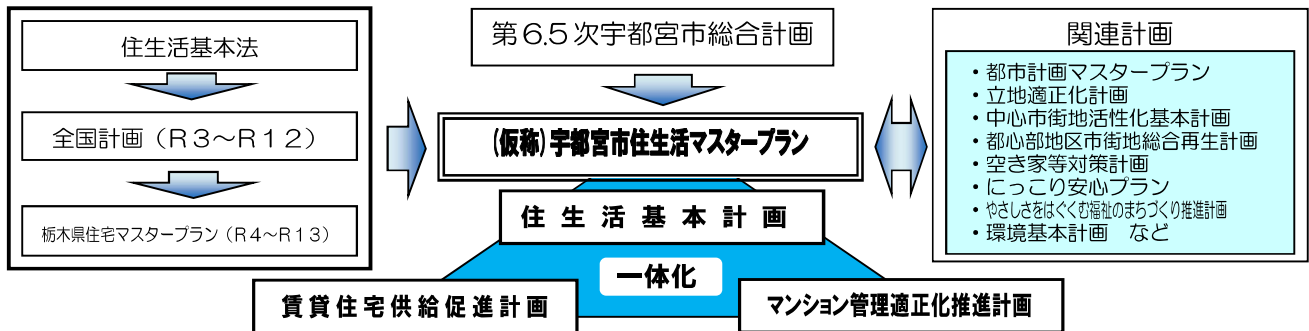
こうしたことから、本市においても、目まぐるしく変化する社会経済状況へ適切に対応するとともに、本市が目指す「スーパースマートシティ」※[別紙2](#)の実現に向け、その基盤となるNCCの更なる推進に資する、移住定住の促進や、新たな住宅セーフティネットの構築、マンションの適正管理に対する支援などの喫緊の課題にも対応しながら、市民の住生活の安定・向上のための施策を総合的かつ計画的に、より一層推進するため、現行計画の改定と併せて、「賃貸住宅供給促進計画」及び「マンション管理適正化推進計画」の3計画を一体とした、「(仮称) 宇都宮市住生活マスタープラン」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・ 宇都宮市総合計画の分野別計画「『交通の未来都市』の実現に向けて(都市空間・交通分野)」に掲げる基本施策2-1「快適な住環境と自然豊かな都市環境を創出する」を実現するための基本計画
- ・ 「住生活基本法」第7条に規定する市町村計画
- ・ 「住宅セーフティネット法」第6条に規定する市町村計画
- ・ 「マンション管理適正化法」第3条に規定する市町村計画
- ・ SDGsの11のゴールに貢献する。



【位置付け・体系】



3 計画期間

令和5年度～令和14年度までの10年間

4 検討内容

(1) 現状と課題

現行計画の評価や地域別データ分析の結果などを踏まえた、本市の特性、及び現状・課題の整理

(2) 基本目標の設定

令和14年度までの向こう10年間を見据えた基本目標の設定

(3) 施策・事業

- ・ 住生活全般に加え、スーパースマートシティの基盤となるNCC推進に向けた、住生活に関する施策・事業及び目標値の設定
- ・ 重点的に取り組む施策・事業

5 策定体制

※ **別紙3**「令和4年度（仮称）宇都宮市住生活マスタープラン策定体制」参照

6 今後のスケジュール

- ・ 7月26日 第1回 策定懇談会（現状分析・課題整理・施策の方向性について）
- ・ 10月中旬 第2回 策定懇談会（素案）
- ・ 12月 パブリックコメント
- ・ 令和5年1月 第3回 策定懇談会（計画案）
- ・ 令和5年2月 懇談会委員へ計画案送付
2月庁議（計画案）